（標準処理期間）

第三十条　金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、前条第一項に規定する官庁を経由する場合にあつては、当該官庁に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）	（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）
第十八条の二　法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（同項に規定する書類を含む。以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。	**第十八条の二**　法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
２　法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。	２　法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
［3～7　略］	［3～7　同上］
（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）	（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）
第十八条の三　［略］	**第十八条の三**　［同上］
２　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。	２　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
［3～6　略］	［3～6　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（四半期報告書の記載内容等）	（四半期報告書の記載内容等）
第十七条の十五　［略］	**第十七条の十五**　［同上］
２　法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。	２　［同上］
一　［略］	一　［同上］